

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

総理庁

内務省

災害救助法施行規則（昭和二十二年大蔵省令第一号。以下「規則」という。）第一条第

厚生省

運輸省

一項の公用令書は、別記様式第一号による。

第三条第二項中「公用令書」を「前項の公用令書」に改める。

第十四条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

別表第一応急仮設住宅の項中「二、四〇四、〇〇〇円」を「二、三八七、〇〇〇円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一七、五〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三二、三〇〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三二、八〇〇円」に、「五二、三〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「三九、九〇〇円」を「三九、三〇〇円」に、「六一、三〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「五〇、五〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七七、〇〇〇円」を「七五、九〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同欄

「	五、七〇〇円	「	五、六〇〇円
第二号中	七、七〇〇円		七、六〇〇円
	一、六〇〇円	を	一、四〇〇円
	一四、〇〇〇円		一三、八〇〇円
	一七、七〇〇円		一七、五〇〇円

「二、二二、二〇〇円」を「二、二〇、〇〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改め、同表埋葬の項中「一九九、〇〇〇円」を「二〇一、〇〇〇円」に、「一五九、二〇〇円」を「一六〇、八〇〇円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「一三七、五〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

別表第二日当の欄中「二四、〇五〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「一七、五五〇円」を「一八、二〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を

を「一六、五五〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一五、二〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。